

給食調理等業務委託仕様書

岩手県立前沢明峰支援学校の学校及び寄宿舎における給食調理等業務(以下、「委託業務」という。)は、この仕様書に定めるもののほか、食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)、学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)、その他関係法令及び学校給食実施基準(平成21年3月31日付け文部科学省告示第61号)等(以下、「関係法令」という。)を遵守し実施するものとし、受託者は、安全衛生に留意し委託業務を誠実に履行するものとする。

1 委託業務の内容

本校の児童生徒の給食に係る次の業務とする。

- (1) 調理
- (2) 食品、食器及び調理器具等の洗浄
- (3) 調理施設・設備、食品庫等調理の付帯器具及び施設並びに受託者が使用する休憩室等の清掃
- (4) その他委託業務に付帯する業務

2 委託業務の実施場所

岩手県奥州市前沢字田島18-1 岩手県立前沢明峰支援学校

3 調理業務日数及び調理食数

(1) 年間予定調理業務日数

令和4年度における調理日数は、概ね次のとおり。ただし、年度途中で各種事由により給食提供日を変更する場合があります。

なお、次年度については、委託者が当該年度当初に受託者に別途提示する。

ア 1日3食日 109 日 イ 1日2食日 87 日
ウ 1日1食日 2 日 合計 198 日

(2) 年間予定調理食数

令和4年度における対象人数及び年度内予定調理数は、概ね次のとおり。ただし、児童生徒の転出入や欠食等により、変動がある。

ア 学校給食対象人数 児童生徒 112 人 指導者等 52 人 合計 164 人
イ 寄宿舎給食対象人数 児童生徒 23 人 指導者 10~18人 合計 33~41 人
ウ 年度内予定調理数

| 区分 | 朝食 | 昼食 | | 夕食 | 合計 |
|----|-------|--------|-------|-------|--------|
| | | 学校給食 | 寄宿舎給食 | | |
| 食数 | 5,051 | 31,251 | 205 | 5,170 | 41,677 |

※ 長期休業日等について

| | | | |
|--------|-----|---|--------|
| 春季休業 | 4月 | 1.2.3.4.5.6 | 6日間 |
| | 3月 | 18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31 | 14日間 |
| 夏季休業 | 7月 | 23.24.25.26.27.28.29.30.31 | 9日間 |
| | 8月 | 1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17 | 17日間 |
| 冬季休業 | 12月 | 24.25.26.27.28.29.30.31 | 8日間 |
| | 1月 | 1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15 | 15日間 |
| 一斉帰省日等 | 4月 | 7.8.9.10.16.17.23.24.30 | 9日間 |
| | 5月 | 1.2.3.4.5.6.7.8.14.15.22.28.29 | 13日間 |
| | 6月 | 4.5.11.12.18.19.25.26 | 8日間 |
| | 7月 | 2.3.9.10.16.17.18 | 7日間 |
| | 8月 | 20.21.27.28 | 4日間 |
| | 9月 | 3.4.10.11.17.18.19.22.23.24.25 | 11日間 |
| | 10月 | 1.2.8.9.10.15.16.22.23.29.30 | 11日間 |
| | 11月 | 4.5.6.12.13.19.20.23.26.27 | 10日間 |
| | 12月 | 3.4.10.11.17.18 | 6日間 |
| | 1月 | 21.22.25.28.29 | 5日間 |
| | 2月 | 4.5.11.12.18.19.23.24.25.26 | 10日間 |
| | 3月 | 4.5.11.12 | 4日間 |
| | | 合計 | 167 日間 |

上記167日間は、児童生徒の帰省日になっているので、委託業務は行わないものとする。ただし、委託者が特別に指定する日は除くものとし、この場合は事前に連絡するものとする。

4 委託業務の仕様

- (1) 受託者は、委託者が無償で提供する施設及び設備品並びに用水、給湯、電気、ガスを使用して委託業務を行うものとし、その実施にあたっては、善良な管理者の注意をもって効果的、効率的な使用に努めなければならない。
- (2) 材料は委託者が調達するものとする。
この場合において、受託者は委託者から供給を受けた材料のうち学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)の規定に基づく学校給食に係る材料については、他と区分して管理しなければならない。
- (3) 献立表は、委託者の栄養教諭が1暦月単位に作成し、原則としてその前月の20日までに受託者に送付するものとする。
- (4) 受託者は、調理に当たっては、学校給食法の規定に基づく学校給食用の材料を他の調理に使用してはならない。
- (5) 受託者は、次に掲げる配膳開始時刻までに調理業務等を完了するものとする。ただし必要に応じて変更する場合は、事前に連絡するものとする。
①朝食 7:20 ②昼食 11:00 ③夕食 17:45
- (6) 委託者は、毎日の食数を原則として当日の3日前までに通知するものとする。ただし、通知した数量に変更がある場合は、その都度連絡するものとする。

5 委託業務の管理

受託者は、施設・設備の維持保全、委託業務の作業管理、衛生管理並びに材料管理については、善良な管理者の注意をもって、その作業に当たらなければならない。

6 委託業務従事者の管理

- (1) 受託者は、委託業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を岩手県立前沢明峰支援学校に配置するものとし、そのうち1名以上の調理師免許保持者を常時配置すること。
- (2) 受託者は、業務従事者の略歴、資格、免許、その他必要な事項を記載した委託業務従事者名簿(様式第1号)を委託者に届け出なければならない。
- (3) 委託者は、業務従事者のうち委託業務を実施させるのに不適當な者がいると認めるときは、その理由を示して受託者に必要な措置を指示することができる。

7 委託業務従事者の管理

- (1) 受託者は、委託業務従事者の身元保証、就業、健康管理等について自らこれを行うものとするが、この場合において岩手県立前沢明峰支援学校の運営に支障をきたすことのないように留意しなければならない。
- (2) 受託者は、業務従事者に一定の調理衣を着用させ、委託業務従事者であることを明瞭にしなければならない。
- (3) 受託者は、業務従事者について、次のとおり健康診断等を実施するものとし、実施後はその結果を健康診断等結果報告書(様式第2号)により速やかに委託者に報告しなければならない。
なお、受診及び検査に係る費用は受託者の負担とする。

| 検査名 | 検査時期・回数等 | 検査項目等 |
|----------|--|---------------------------------|
| 健康診断 | 年 1回 ・業務着手前に実施する。 ・中途採用者はその都度実施する。 | 検査機関が実施する一般的検査項目 |
| 腸内細菌検査 | 毎月 2回 | 赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌のうち、O(オー)157 |
| ノロウイルス検査 | 10月～3月 月1回 | RT-PCR法による検査 |

8 その他

- (1) 盛付け、配膳及び喫食場所は食堂(小学部)及び教室(小学部1年・中学部及び高等部)(以下、「食堂等」という。)とする。
- (2) 食堂等における配膳及び下げ膳は、原則として児童生徒(指導者を含む)が行うものとする。
ただし、高等部については、受託者が委託者に指定された場所から食堂までの間における配膳及び下げ膳を行うものとする。
- (3) 委託者は、各年度当初に「刻み食」「ミキサー食」対象の児童生徒を示すので、その調理に当たっては栄養教諭の指示を受けて行うものとする。
(参考:令和4年度見込数 刻み2食、ミキサー3食、刻み・ミキサー1食。食数変更の場合有り。)
- (4) 受託者は、関係法令で定める書類を作成整備するものとし、その都度、委託者に提出するものとする。
- (5) 受託者は、毎月の残飯等について、自らの経費負担で処理するものとする。
- (6) 業務従事者の休憩場所として、厨房に隣接する部屋(12.96㎡)を無償で提供する。
- (7) 受託者は、厨房及び休憩室等の火気取扱いには十分注意し、火災等の予防に万全を期するものとする。
- (8) 最終退庁する業務従事者は、厨房外出口の施錠を確実にを行うものとする。
- (9) 受託者は、受託者自身が起因する事故等発生により営業停止処分を受ける等して業務継続不可能となった場合には、受託者の責任において給食代替品等の確保等を行うこと。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、その都度、当事者協議のうえ委託者の指示に従い委託業務を実施するものとする。